7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - ▶被毛に糞尿等が固着した状態
 - ▶体表が毛玉で覆われた状態
 - ▶爪が異常に伸びている状態
 - ▶健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に 置くこと。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

趣旨

犬猫に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、日常の世話を適切に行い、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。特に、これらの適切な管理が行われていない不適正事業者に厳格に対応するという観点から、動物の状態評価(アニマルベースドメジャー)の考え方を踏まえて、ネグレクトのおそれ等の問題のある事例で共通して見られるような個体の不適切な状態を直接的に禁止するものである。

また、特に犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼育が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化、人とのふれあい等の活動や、環境エンリッチメントの確保の観点から、動物の管理に係る基準を具体化したものとなっている。

チェックポイント

大猫が以	トのイ	適切なり	で記して	3001)ない((10°C	も該当か	いあれは	違反)。
~ · · · · ·	~~ ~~ ~~		1 1157	V / 1-11 -		· · · · ·	w		

- ○被毛に糞尿等が固着した状態(例えば、糞が毛にこびりついている状態など)
- ○体表が毛玉で覆われた状態
- ○爪が異常に伸びている状態
- ○その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態

清潔な水が	· · ~ · ·	ムル フ	L ~ 1 — 1	-
 <u> </u>	し / こ) エバヴ	$\nu \times \Gamma \sim$	$\Gamma \cap I$. I	$\cdot (\Delta \Delta \Delta)$
	レーンモル	ハひりつりて	\rightarrow \cap	1 (1)1/01/0

□ 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペー	-ス内で自由に運動できる状態にして	こいる。
----------------------------	-------------------	------

□ 毎日	勘歩や游目を田	いた活動等によって	人との触れ合いを行って	1112

解説

〈不適切な状態の直接的な禁止〉

動物の行動や状態に着目して評価するというアニマルベースドメジャーの考え方を踏まえ、個体の状態の指標(被毛や爪等の状態)を具体化し、虐待につながるおそれがある状態にしておくことを禁止するものである。このため、被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態、その他健康及び安全が損なわれるおそれのある状態のいずれかの状態が確認された場合は、直ちに基準違反として、指導や勧告等の対象となる。さらに個体の状態等によっては、法第44条で禁止する動物虐待に該当し、刑事罰の適用を受ける場合がある。

〈清潔な給水の常時確保〉

犬猫は、常時給水が必要な動物であるため、清潔な給水の確保が義務付けられる。獣医療行為(CT·MRI検査等)のために、絶食・絶水が必要な場合等の特別な事情がある場合や、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等の一時的な保管については、例外となる。ただし、客観的にこのような事情が判断可能であり、適切な管理下にあるものに限られるため、例えば「飲みすぎてお腹を壊す」「食器を倒し、水浸しにする」といった理由は例外とは認められない。

〈運動スペース内での自由な運動の確保〉

閉じ込め型の飼養を防ぐため、長期間分離型のケージ等で飼養する場合は、1日3時間以上、運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられる。確認方法としては、立入検査等において、運動スペースの管理状態(常時使用可能な状態となっているか)等から遵守状況を確認することが想定される。この3時間は連続する必要はなく、例えば、個体の状態に応じて、1時間ずつ3回に分ける場合等も可能である。一方、飼養施設内に設置された運動スペースで自由に運動できる状態に置く基準であるため、飼養施設でない公園や散歩等における運動時間は含まれない。

けがをして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となるが、例えば、「脱走するおそれがある」といった理由は、飼養施設自体に逸走防止が義務付けられているため、特別な事情とはいえない。

〈散歩、遊具を用いた活動等の人との触れ合い〉

犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼育が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化を促進するため、人との触れ合いを毎日行うことが義務付けられる。個体の状態に応じて必要な触れ合いの時間は異なると考えられるが、個体に合わせて、例えば、体を優しくなでる・さわるなどのハンドリングや、ボール・ぬいぐるみ・猫じゃらし等の遊具を用いて犬猫と触れ合う活動等を実施することを想定している。けがをして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となる。

◆より理想的な飼養管理に向けて

■■【参考】動物の状態評価(アニマルベースドメジャー)・

動物が状態を判断する基本的な考え方の一つがアニマルベースドメジャー(animal-based measure: ABM)である。アニマルベースドメジャーは外部からの入力に対する動物の反応または動物への効果として定義され、動物の状態を評価するために活用できる。この考え方も踏まえ、犬猫の飼養を行う上では、個体の状態をよく観察することが重要である。観察のポイントとしては、外貌(けがや傷、毛づやの状態等)、表情(目、耳、口元、尾等の状態から恐怖、不安、警戒、怒り等が見られないか等)、行動(ストレスに関連する常同行動や無気力、震え等がないか等)を注意して観察することが重要である。

■■【参考】個体に合わせた飼養管理方法

種や品種の生態や習性、個体の年齢や観察に基づく状態など、個体に合わせた飼養管理を行うことが、動物の心身の健康につながる。 品種等の特性に配慮して、定期的なトリミングやブラッシング、シャンプー等を行い、被毛の状態を清潔に維持することや、爪切りを行うことが必要である。さらに、個体が種や品種に特有の本来の行動パターンを飼養環境においてもできる限り発現できるよう環境エンリッチメント(P19)にも配慮することも必要である。

■ 【参考】ネグレクト

動物虐待には、動物を殴る、蹴る等、身体に外傷が生じるまたは生じるおそれのある行為・暴力を加えることや心理的抑圧や恐怖を与えること、酷使といった積極的(意図的な)虐待だけではなく、やらなければならない行為をやらないことも含まれる。これをネグレクトといい、健康管理をしないで放置することや病気を放置すること、世話をしないで放置することなどが含まれる。

■■【参考】適切な触れ合いや運動の内容

犬の散歩や、遊具(例えば、ボール型やぬいぐるみ型おもちゃ、猫じゃらしなど)を用いて犬猫と遊ぶこと、ハンドリング等の触れ合い活動により犬猫の好奇心を刺激したり、ストレスを発散したりすることが重要である。犬猫の適正な体重や運動量は種類や個体によって異なるが、運動の欲求を満たすとともに、運動不足にならないよう適切に運動を実施することが必要である。

■■【参考】推奨されるしつけ・訓練方法

しつけや訓練を行う場合には、人と犬猫の双方に安全な「正の強化」を用いた方法が推奨される。「大声で威圧する」「体罰を行う」というような「罰を用いたトレーニング」は犬猫に恐怖心を与え、時として動物の虐待につながることもあるため、避けるべきである。現在は、動物の好ましい行動(人が望む行動)をほめて強化する(その行動がさらに強く多く出るようにする)「正の強化」を用いた方法が推奨されており、しつけや訓練を行う、芸を覚えさせる等の場合は、動物が好ましい行動をとったときに、報酬(食べ物や動物が好むこと)を与えるとよい。

■■【参考】適切な給餌・給水-

給餌・給水は犬猫を飼養する最低条件で、それぞれの個体に合った配慮が必要である。毎日新鮮な餌が食べられるようにすることはもちろん、衛生的に安全なものを準備するとともに、餌や給水器具を清潔に保つようにする。

動物の栄養状態を評価する尺度にボディコンディションスコア(BCS)がある。ボディコンディションスコアは、見た目と触れた状態から、体型(特に脂肪の付き具合)を5段階で評価するもので、個体の健康状態を把握する指標となる。痩せていたり、肥満であったりする場合は、餌の量や運動量を調整し、理想体重に近づけることが、犬猫の健康を維持するために重要である。

図表22 犬や猫のボディコンディションスコア(BCS)と体型

犬や猫のボディコンディションスコア(BCS)と体型 ※この表ではBCSが3の時の体重を理想体重としています。

BCS 1	BCS 2	BCS 3	BCS 4	BCS 5	
痩せ	やや痩せ	理想体重	やや肥満	肥満	
肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。触っても脂肪が分からない。腰のくびれと腹部の吊り上がりが顕著。	助骨が容易に触れる。 上から見て腰のくびれ は顕著で、腹部の吊り 上がりも明瞭。	過剰な脂肪の沈着なしに、肋骨が触れる。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれが見られる。 横から見て腹部の吊り上がりが見られる。	脂肪の沈着はやや多いが、肋骨は触れる。上から見て腰のくびれは見られるが、顕著ではない。腹部の吊り上がりはやや見られる。	厚い脂肪におおわれて 肋骨が容易に触れない。 腰椎や尾根部にも脂肪 が沈着。腰のくびれはな いか、ほとんど見られな い。腹部の吊り上がりは 見られないか、むしろ垂 れ下がっている。	
肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。首が細く、上から見て腰が深くくびれている。横から見て腹腹部の吊り上がりが顕著。脇腹のひだには脂肪がないか、ひだ自体がない。	背骨と肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは最小。横から見て腹部の吊り上がりはわずか。	肋骨は触れるが、見ることはできない。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれがわずかに見られる。横から見て腹部の吊り上がり、脇腹にひだがある。	肋骨の上に脂肪がわずかに沈着するが、肋骨は容易に触れる。横から見て腹部の吊り上がりはやや丸くなり、脇腹は窪んでいる。脇腹のひだは適量の脂肪で垂れ下がり、歩くと揺れるのに気づく。	肋骨や背骨は厚い脂肪におおわれて容易に触れない。横から見て腹部の吊り上がりは丸く、上から見て腰のくびれはほとんど見られない。 脇腹のひだが目立ち、歩くと盛んに揺れる。	